

褥瘡発生予防に関する指針

社会福祉法人 大慈厚生事業会
特別養護老人ホーム 大慈弥勒園

褥瘡発生予防に関する指針

1. 褥瘡発生予防に関する考え方

高齢者は、低栄養状態や活動の低下、疾病に伴う寝たきり状態に陥りやすく、褥瘡が発生するリスクがあります。特に、施設を利用しておられる方には、加齢に伴い心身の機能が低下している方が多くおられ、そのリスクは高いと思われます。

私達は、こうしたリスクをもつ利用者の健康で尊厳ある生活の実現のため、多職種協働の基、質の高いサービスの提供を目指してこの指針に従い、褥瘡発生防止に対する体制を確立し、褥瘡が発生しにくい、適切な介護を目指します。

2. 褥瘡発生予防に向けての基本指針

(1) 褥瘡発生予防に対する体制の整備

当施設では、褥瘡発生予防と早期対応のため、褥瘡対策委員会を設置し、具体的な対応については、委員会で対応します。

(2) 多職種協働によるチームケアの推進

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行う事を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

(3) 専門家との連携

外部の褥瘡予防等の専門家とも積極的に連携し、より質の高いケアに取り組みます。

(4) 職員に対する教育・研修

褥瘡発生予防に対する知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達等を目的として、研修会等を定期的実施し、職員の教育に努めます。

3. 褥瘡発生予防に対する体制の整備

(1) 褥瘡対策委員会の設置

① 設置の目的

利用者の褥瘡発生予防に努め、発生時における苦痛の緩和と早期治療、及びケア提供を適切に行うことを目的とし、褥瘡対策委員会を設置する。

② 褥瘡対策担当者

看護主任

③ 褥瘡対策委員会の構成

ア) 施設長

イ) 医師

ウ) 看護職員

エ) 機能回復訓練士

オ) 生活相談員

カ) 管理栄養士

キ) 介護職員

④ 褥瘡対策委員会の開催

1ヶ月に1回定期的に開催します。

必要時には、随時開催します。

⑤ 褥瘡対策委員会の役割

- ア) 褥瘡予防及び発生時に向けた対応の検討
- イ) 施設サービス計画の作成へ出席、参加
各種、看護計画（診療計画書）、介護計画、栄養ケア計画立案
- ウ) 各種マニュアル、様式等の見直し追加
- エ) 適切な福祉用具等の選定
- オ) 定期回診を行い、状態の把握及び早期治癒を図る

4. 褥瘡発生予防及び治療の対応

褥瘡発生予防と早期対応のため、以下によって対応します。

① リスク評価

早期の対応を行うため、以下の方法を用いて、褥瘡発生のリスクを評価し、ハイリスク者を抽出します。

◎評価の方法例

診療計画書・ブレイデンスケール、OHスケール、K式スケール

② 褥瘡発生予防及び治療の実施

別紙「褥瘡予防治療の進め方（フローチャート）」に従って行います。

5. 褥瘡発生予防に関する各職種の役割

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(施設長)

- 1) 褥瘡発生予防の総括管理

(副施設長)

- 1) 褥瘡対策委員会における責任者
- 2) 褥瘡発生予防の総括管理補佐
- 3) 外部専門機関との連絡調整

(医師)

- 1) 定期的な診察・処置方法の指示
- 2) 各協力病院との連携を図る

(看護職員)

- 1) 医師または協力病院との連携を図る
- 2) 褥瘡処置への対応
- 3) 褥瘡ケア計画の作成と経過記録の整備
- 4) 個々に応じた体位変換、安楽な座位確保の工夫
- 5) 褥瘡発生予防の計画立案
- 6) 職員への指導

(機能回復訓練士)

- 1) 機能面から、個々に応じた体位変換、安楽な座位確保の工夫

2) 職員への指導

(管理栄養士)

- 1) 褥瘡の状態把握と栄養管理
- 2) 栄養ケアマネジメントにおける状態の把握と利用者の管理
- 3) 食事摂取低下に伴う栄養保持の工夫
- 4) 医師・看護職員等との連携を図る
- 5) 職員への指導

(生活相談員・介護支援専門員)

- 1) 褥瘡ケア計画に基づくチームケア
- 2) 外部の専門機関との連携
- 3) 家族への対応
- 4) 褥瘡発生予防の取り組みと体制づくり

(介護職員)

- 1) きめ細やかなケアと衛生管理に努める
- 2) ケア計画に基づく排泄、入浴、清潔保持
- 3) 個々に応じた体位変換、安楽な座位確保の工夫
- 4) 褥瘡の状態観察と記録の把握
- 5) 苦痛を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーション
- 6) 褥瘡発生予防の取り組み

6. 専門家との連携

より質の高いケアを目指すため、内部のスタッフだけでなく、外部の医療・介護・介護機器等の専門家と積極的に連携し、スキルアップを図ります。

7. 職員に対する教育・研修

より質の高いケアを提供するにあたり、基礎知識と技術を身につけることを目的として、委員会を中心とした施設内研修会、勉強会を開催するとともに外部研修会への積極的参加を図ります。

- ① 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- ② 新任者に対する褥瘡発生予防の教育・研修の実施
- ③ その他 必要な教育・研修の実施

8. 褥瘡発生予防に関する指針の閲覧について

この指針は、当施設内に掲示し、いつでも自由に閲覧することができます。

付則

平成18年4月1日より施行する。

平成23年4月1日より施行する。